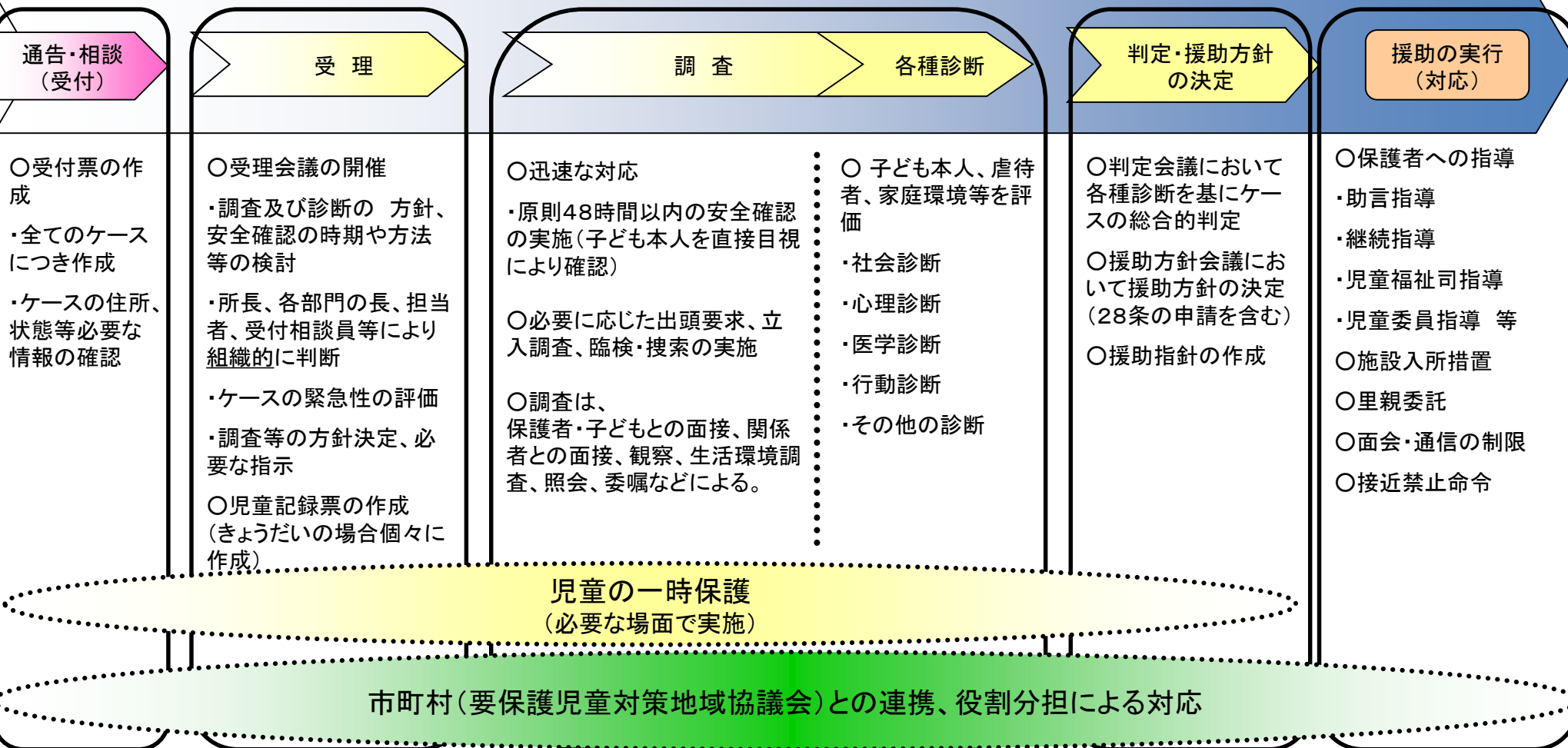




○ 子ども虐待対応の手引き(抄)

第13章 特別な視点が必要な事例への対応

2 アルコール依存・薬物依存等の保護者への対応

(2)物質依存と子ども虐待

④物質依存の親がいる家族への介入

イ. アルコールや睡眠薬や鎮痛剤への依存があるときには、分離は虐待の程度とパートナーや周囲の大人の養育力によるが、少なくとも介入は続けなければならない。この場合も治療を受けることが原則である。治療を受けて一旦はよくなっても再発は多い。継続した支援が必要である。

ウ. 神経毒性に至っている可能性がある場合は、どのような物質依存でも分離を優先して検討しなければならない。

オ. 保健機関、医療機関、警察、福祉事務所などと相談しながら、連携協働した対応をする必要がある。